

春の火災予防運動(三月一日～三月七日)

全国統一防火標語

『火は消した？ いつも心に きいてみて』

全国山火事予防統一標語

『小さな火 山に捨てる と 大きな火』

住宅防火対策

平成十五年中の放火を除いた住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災の件数(一六、七〇〇件)は、建物火災の件数(二八、五六八件)の約六割となり放火自殺者等を除く住宅火災による死者数(一、〇四一人)は、建物火災による死者数(一、二〇四人)の約九割となっています。このうち六五歳以上の高齢者の方が五八九人(全体の五六・六%)と半数を超えています。

そこで、火災の発生を防ぎ、また、万一火災が発生した場合には、少しでも早く知るために、住宅用火災警報器(住宅用火災警報器は火災の煙や熱などを自動的に感知して知らせくれる機械です)、住宅用消火器、住宅用スプ

リンクラー設備などの住宅用防災機器を備えたり、安全装置付の暖房器具・調理器具や、燃えにくく処理された寝具・カーテン等を使用するなど、「安全な住まいの環境づくり」を進めましょう。

火災が起きないように注意をしても、一瞬のミスで火災が発生してしまいます。火災が発生してしまった場合には、いち早く火災に気づくことが大切です。早く気づくことでばやで消すことができたり、早期に避難や一一九番通報を行うことができ、その結果、生命や財産を守ることができます。

三月一日から七日までの一週間、全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。この運動は火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、町民の皆さんに、防火防災に関する正しい知識と防災行動力を高めていただくことにより、火災の発生・拡大を防止し、尊い生命と貴重な財産を守ることを目的としています。

住宅防火 いのちを守る

七つのポイント

～三つの習慣・四つの対策～

- 三つの習慣
 - 寝たばこは、絶対やめる。
 - ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 四つの対策
 - 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 - 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
 - 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
 - お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

建物火災のうち住宅火災件数と割合 ※放火を除く



■ 住宅火災 ■ 住宅火災以外の建物火災



消火器の不適正訪問業者に注意

消火器の点検及び薬剤の詰め替えに伴うトラブルが、全国的に多発しており、事業所、工場、学校、物販販売店以外に社員寮や老人ホームなど業態にとられず発生しています。また、町内においても発生の報告がありました。一度契約書にサインをしようとしてしまうと、契約が成立してしまうため、トラブル解決は非常に難しくなってしまいます。従業員等（アルバイト、契約社員、臨時社員も含めて）への徹底、特に受付や窓口担当の方への周知徹底がトラブル防止のカギとなります。

『いんな手口には注意』

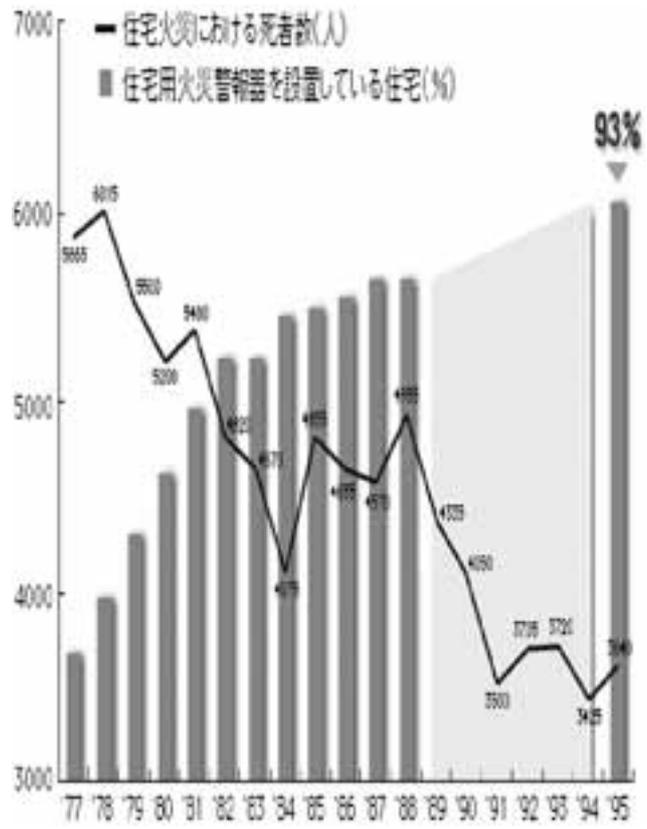
- * 前日もしくは当日に電話を入れ、契約業者であるかのように錯覚させる。
- * 訪問した時も契約業者のように言葉巧みに装う。
- * あいまいに点検を承諾すると、素早く消火器を集める。
- * 内容を説明せず、契約書に署名、押印を求めてきます。

『トラブルの未然防止のポイント』

- * 社員証・消防設備士等の免状・身分証明書の提示を求めて、契約業者であるかどうか確認する。その際、氏名、住所、連絡先を確認（コピー又はメモ等）しておく。
 - * 契約業者がある場合、契約業者に連絡し、点検実施の有無を確認する。
 - * 契約の前に見積書の請求をする。
 - * 契約書などにサインする前に、必ず記載内容をよく確認する。
 - * 契約の担当者以外は、契約書にサインや押印はしない。
 - * 消防職員が消火器の訪問販売をすることはありません。
- 以上を参考として被害にあわないよう注意してください。

問合せ 消防総務課予防係
☎ 八七六一〇一八〇

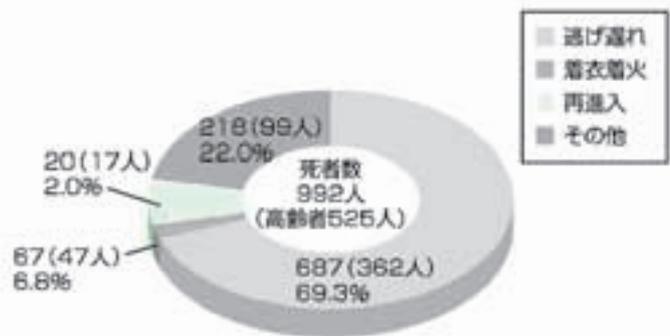
アメリカ合衆国内の住宅火災における死者数と住宅用火災警報器の設置率



建物火災に占める住宅火災の死者数 (放火自殺者等を除く)



住宅火災で死に至った経路別死者の割合 (放火自殺者等を除く)



※住宅用火災警報器の普及推進により、17年間で死者40%減少しています。

葉山町からのお知らせ



平成 17 年 6 月 1 日から防災行政無線放送の運用が変更になります。

1 緊急放送

① 今までの放送事項

- ア 警戒宣言が発令されたとき
- イ 町震度計が震度 4 を計測したとき
- ウ 町震度計が震度 5 以上を計測したとき
- エ 地震により「津波注意報」が発令されたとき
- オ 地震により「津波警報」が発令されたとき
- カ 地震により「大津波警報」が発令されたとき
- キ 上記発令事項が解除されたとき
- ク 地震により「津波なし」が発令されたとき

② 今後追加される放送事項

- ア 東海地震観測情報発令に伴う放送
- イ 東海地震注意情報発令に伴う放送
- ウ 東海地震予知情報発令に伴う放送
- エ 東海地震注意情報及び東海地震予知情報発令時の町長による呼びかけ放送
- オ 東海地震警戒宣言発令時の町長による呼びかけ放送
- カ 避難勧告・避難指示の呼びかけ放送
- キ 災害発生時・発生後の周知事項
- ク 気象警報が発令されたとき
- コ 上記発令事項が解除されたとき

2 一般放送

① 今までの放送事項

- ア 町が行う各種行事で緊急に皆様へ周知する必要がある放送他
- イ 非常通信訓練に関する放送（防災訓練等）

② 今後追加される放送事項

- ア 大規模なライフライン（電気・水道・ガス・通信・輸送等）施設の事故等に関する放送他

◎ 注意事項

- 1 緊急放送は「男性の声」、一般放送は「女性の声」で放送します。
- 2 緊急放送については、昼夜区別なく放送します。（解除含む。）
- 3 緊急放送は、町内全域を対象に放送します。
- 4 地震を感じたら、海辺にいる方、海岸線にお住みの方は高台に避難してください。
- 5 その他テレビ・ラジオの情報に注意してください。

◎ 次の方法により、防災行政無線放送と同じ内容が確認できます。（6月1日から運用）

- 1 消防テレホンサービス（875-4000）に電話してください。
- 2 湘南ビーチFM（78.9MHz）をお聞きください。
（注 一部の地域では受信できない場所があります。）
- 3 葉山町ホームページを開いてください。

問合せ 葉山町消防本部消防総務課 ☎876-0147（直）

テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコンは、 リサイクル料金が必要です

～リサイクル券を郵便局で購入するときは、メーカー名を忘れずに～

家電リサイクル法により、テレビ（ブラウン管式）・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコンの家電5品目は販売店の引き取り義務とメーカーのリサイクル義務がさだめられています。このため消費者は、不要となった5品目の処分には「リサイクル料金」の支払いが必要となります。販売店に引き渡す場合は「リサイクル料金」と「収集費用」を支払っていただきますが、購入店が無くなっている場合などは町でも収集を行います。

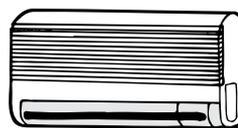
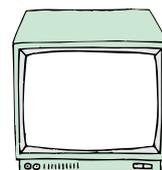
リサイクル料金

購入店に持っていく場合	リサイクル料金と処理施設への運搬料金を支払ってください。
購入店など自宅まで取りにきてもらう場合	リサイクル料金と戸別収集の料金、処理施設への運搬料金を支払ってください。
クリーンセンターへ搬入する場合	メーカー名を告げ、リサイクル券を郵便局で購入し、リサイクル券と払込み証明書を窓口提出してください。（無料）
町に収集を依頼する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターに電話で申し込みをしてください。 ☎876-1153 ・リサイクル券を郵便局で購入し（メーカー名を忘れずに）、収集時にリサイクル券と払込み証明書を職員に渡してください。 ・収集手数料は全て1個1,500円です。 ・屋内からの搬出を希望される場合は業者を紹介します。

収集金額

種類	金額
テレビ(ブラウン管式)	2,835円
冷蔵庫・冷凍庫	4,830円
洗濯機	2,520円
エアコン(室外機も同額)	3,675円

※リサイクル料金は、一部のメーカーで料金が異なる場合があります。（税込み）



収集(処理)しないごみ

産業廃棄物・タイヤ（自動車など）・バッテリー・オートバイ・オルガン・ピアノ・エレクトーン・ガスボンベ・消火器・灯油・ガソリン・サーフボード・船舶類・農機具・ソーラーシステム・介護用ベッド・大型耐火金庫・ドラム缶・業務用の電気製品・大型電気温水器・瓦・ブロック・土・砂・石・農薬・科学薬品・医療廃棄物・太さ10cm長さ70cmを越える木や竹・パソコン

※処分にお困りのときは環境課にご相談ください。

問合せ 環境課 ☎内線223